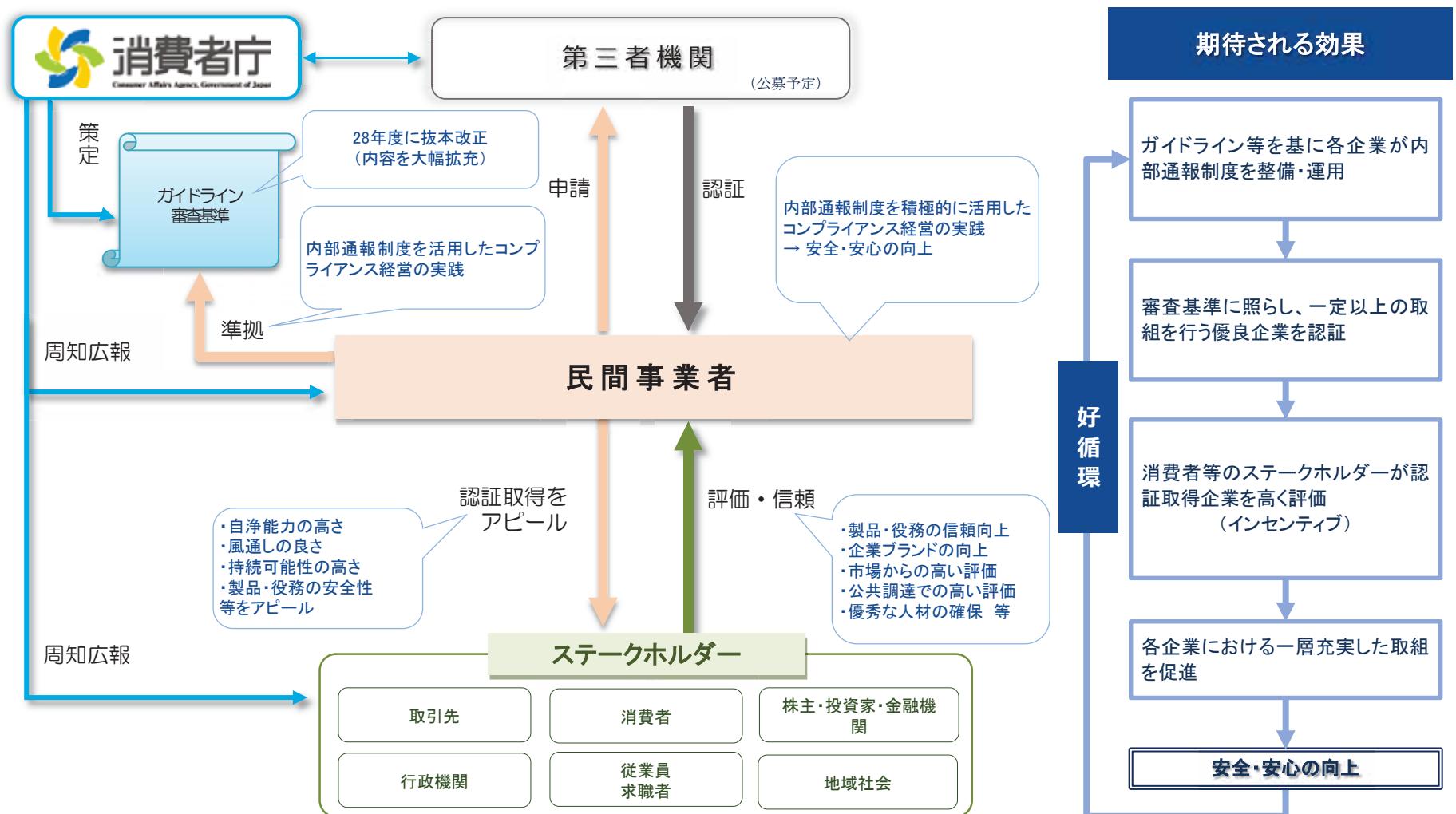


内部通報制度に関する認証制度の導入

- ◆ ガイドラインに則り実効性の高い内部通報制度を整備し、コンプライアンス経営の推進に積極的に活用する企業を評価する認証制度を導入予定
- ◆ 実効性確保・形骸化防止の観点から、P D C Aサイクル（明文化・実施・評価・改善）による内部通報制度の継続的な改善を促すような審査基準とすることを検討中



徳島県における公益通報者保護制度の整備促進プロジェクト

- ◆ 市区町村における公益通報窓口や中小企業における内部通報窓口の整備が進んでいない現状を踏まえ、窓口設置等に係る取組を促進することが重要。

※公益通報：企業不祥事等により国民生活の安全・安心が損なわれることを防ぐため、事業者内部の労働者が所定の要件を満たして行う通報。

実証フィールド（徳島県等）

○県内地方公共団体の通報受付窓口の整備促進

⇒消費者庁及び徳島県の主導により、県内地方公共団体（徳島県及び県内24市町村）の通報受付窓口を整備（県内地方公共団体の共通窓口を含む）。

○県内事業者の取組促進

⇒消費者庁及び徳島県の主導により県内地方公共団体が、県内事業者による実効性の高い内部通報制度の整備を促進支援。



・モデル事業の効果の検証、他地域への展開のための課題の把握・分析等



検証・分析の結果を踏まえ、
全国展開

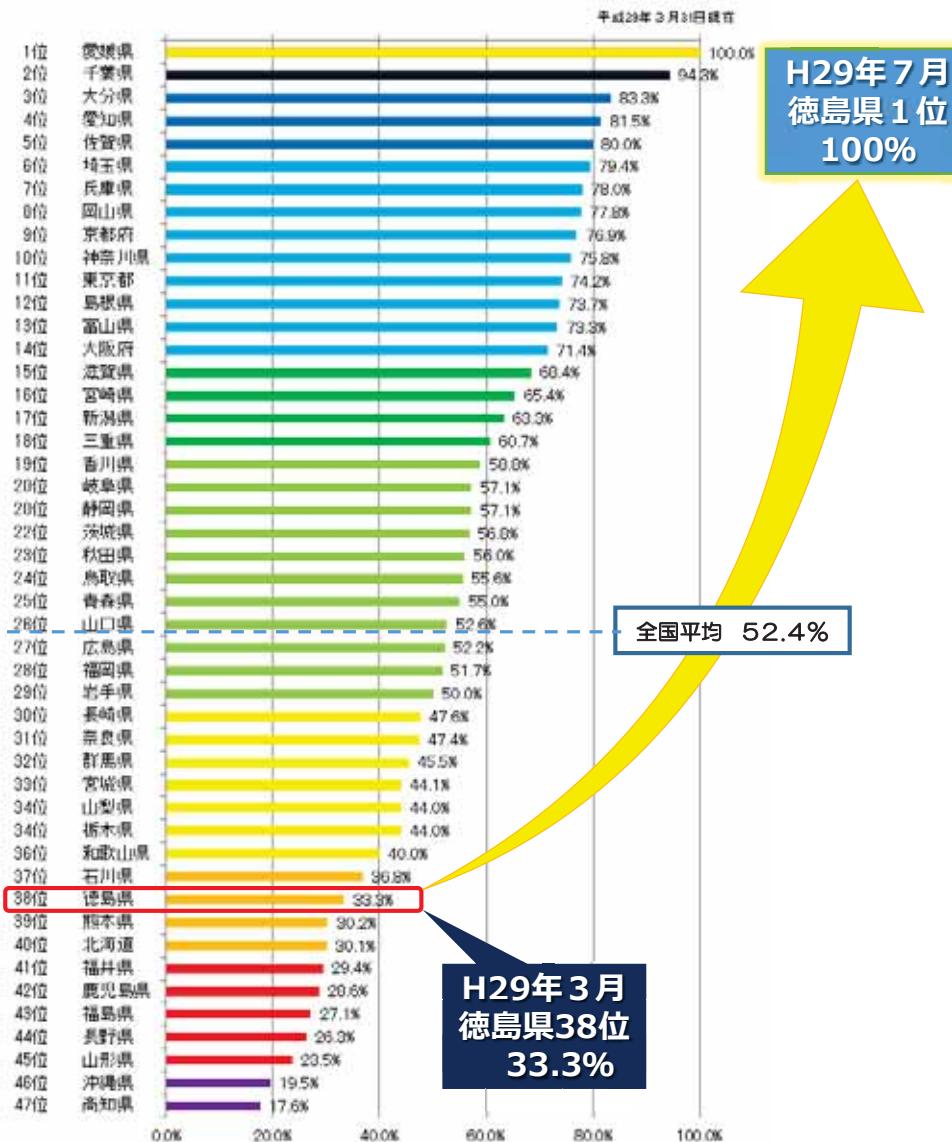
（全市区町村をカバーできるよう窓口整備を促進）



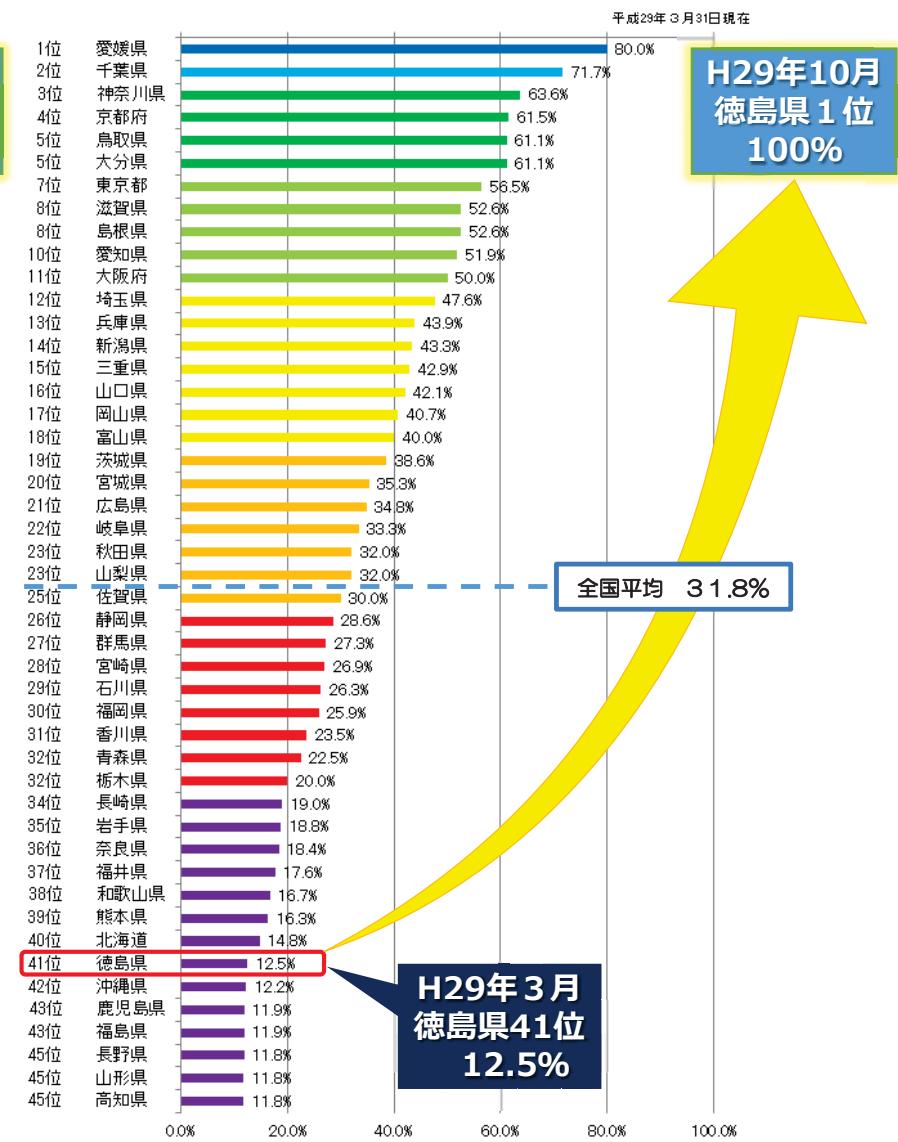
徳島プロジェクトのこれまでの成果

県内市町村における通報・相談窓口の100%設置を達成！

内部の職員等からの通報・相談窓口



外部の労働者からの通報・相談窓口



※グラフは平成29年3月末時点

法改正に関するパブリック・コメント結果の概要①

◆趣旨:「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」最終報告書において、関係団体や国民からの意見の集約を図った上で法改正の内容を具体化していくべきと提言されたことを踏まえ、同報告書の法改正に係る部分について意見募集手続を実施。

◆実施時期:平成28年12月～平成29年2月(平成29年4月公表)

	積極的な意見 (消費者団体、労働団体、弁護士会等)	慎重な意見 (経済団体、中小企業団体等)
全般	保護される通報者や通報内容の範囲拡大等、最終報告書で示された方向性に沿って、速やかに法改正に取り組むべき。	適切な形で制度が設計されなければ、濫用的な通報が増加し、事業者に不測の損害が生じる。
通報者の範囲	退職者、役員、取引先事業者についても、通報を理由として不利益取扱いを受けるおそれがあり、これを保護する必要がある。	役員と会社との関係は委任契約であることや、取引先事業者が契約継続を目的として、通報制度を濫用・悪用することも懸念されること等を踏まえて、慎重に検討すべき。
通報対象事実の範囲	<ul style="list-style-type: none">対象を特定の法律に限定すると通報内容が対象かどうかの判断が困難である。現実の通報や相談には、最終的に刑事罰の担保が付されていない法律違反行為に関するものが存在し、これらも通報対象事実として含めるべき。	<ul style="list-style-type: none">公益性が認められるかどうかの判断基準としては、刑事罰で担保されているかどうかが適切であると考えられ、刑事罰による限定を外すべきではない。予見可能性の確保は重要であることから、対象となる法律は、限定列挙方式とすべき。
外部通報の要件	<ul style="list-style-type: none">組織において不正が常態化している場合や経営陣が絡んだ案件などについては、内部通報が困難である。権限を有する行政機関により多くの情報が集まるよう、行政機関に対する通報の保護要件を緩和すべき。	<ul style="list-style-type: none">行政機関に対する真実相当性のない通報が増加した場合、行政機関の負担の増加や、事業者への風評被害も生じ得る。3号通報が行われ、報道されることにより、企業に深刻な風評被害をもたらすおそれがある。

法改正に関するパブリック・コメント結果の概要②

	積極的な意見 (消費者団体、労働団体、弁護士会等)	慎重な意見 (経済団体、中小企業団体等)
不利益取扱いに対する行政措置・刑事罰	通報者に対する不利益取扱いを抑止するため、行政措置、刑事罰を設けるべき。	行政の肥大化を招くおそれや円滑な労務管理に支障があることから、不利益取扱いに対する行政措置や刑事罰は設けるべきではない。
通報を受ける側の守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して通報してもらうためには、個人情報が守られ、匿名性が確保されることが必要である。 ・情報漏洩により通報者が被る被害は甚大であり、悪質な場合は刑事罰も科すべき。 	担当者の心理的な負担が増したり、調査等のための関係者への必要な情報共有に支障等が生じたりするようなことになれば、通報制度の実効性を低下させる。刑事罰を科すとなれば、その懸念は更に大きくなる。
不利益取扱いが通報を理由とするものであることの立証	通報者がアクセスできる情報は限られており、通報者において不利益取扱いの理由を証明することは困難である。	不利益取扱いを免れることを目的とした通報が増加することが懸念され、円滑な労務管理及び内部通報制度の運営に支障がある。
持出行為を理由とする不利益取扱いからの保護	資料による裏付けがなければ、調査を開始できないことが多く、通報先に取り合ってさえもらえない。	企業秘密や顧客情報を含む内部資料の持ち出しを助長し、場合によっては、企業秘密の漏えい等による損害の発生も想定される。
内部通報制度等の整備義務	内部通報制度の実効的な整備・運用は、企業価値の向上等に資するものであるとともに、社会経済全体の利益を確保する上でも重要な意義を有する。	民間事業者ガイドラインの普及に至っていない部分の原因を分析し、推進上の課題を充分に調査する必要がある。
一元的な通報窓口の設置	現状では、どの行政機関に通報・相談すればよいのか分かりにくい、たらい回しにされる、調査進捗状況が分からまま放置されるといった問題がある。	—